

桃山学院大学と和泉市との包括連携に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、桃山学院大学と和泉市（以下「両者」という。）が、知的・人的資源の交流や歴史・文化資源の活用など包括的な連携のもと、教育、文化、福祉、まちづくり等の分野において相互に協力・協働し、活力ある地域社会の創造、人材育成及び両者の発展に寄与することを目的とする。

(協力・協働事業)

第2条 両者は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事業について協力・協働する。

- (1) 教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事業
- (2) 国際交流に関する事業
- (3) 社会福祉の充実にに関する事業
- (4) まちづくりに関する事業
- (5) 産業・商工振興に関する事業
- (6) 人材育成に関する事業
- (7) 災害対策に関する事業
- (8) その他、両者が必要と認める事業

(連絡調整窓口)

第3条 前条の事業を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(事業経費)

第4条 第2条に定める事業の実施に要する経費は、原則として、両者において各々応分に負担する。

(協定期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

- 2 この協定書に定める事項について、疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議して定める。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成19年8月6日

桃山学院大学

和泉市

学長 松浦道夫

市長 井坂善行